

医療法人社団明雄会指定居宅介護支援事業所

エスポワール秩父居宅介護運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人社団明雄会が開設する指定居宅介護支援事業所「エスポワール秩父居宅介護支援事業所」(以下「事業所」という。)が行う居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等(以下「要介護高齢者等」という。)に対し、適切な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護高齢者等の心身の特性を踏まえて、その能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、その他の地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 指定居宅介護支援事業所 エスポワール秩父居宅介護支援事業所
- 二 所在地 埼玉県秩父市寺尾2744番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び業務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名

管理者は、主任介護支援専門員であって、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。また、以下の場合であって、管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができる。

ア 介護支援専門員として職務に従事する場合

イ 同一敷地内又は道路を隔てて隣接する等、特に管理業務に支障がないと認められる範囲内にある他の事業所、施設等の職務に従事する場合

- 二 介護支援専門員 1名(常勤1名)以上

(介護支援専門員の員数の標準は、利用者数が35人又はその端数を増すごと

に1人とする。)

介護支援専門員は、事業を実施し、要介護者高齢者等の能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

三 その他職員（必要員数）

必要な事務、その他の業務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、祝祭日及び12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

（居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等）

第6条 居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとし、利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

一 相談の場所

要介護高齢者等の居宅及びエスポワール秩父居宅介護支援事業所相談室等

二 課題分析表の種類

TAI判定等

三 サービス担当者会議の開催

介護支援専門員は、居宅サービス計画を新規に作成した場合や要介護更新認定、要介護状態区分の変更認定を受けた場合については、原則として各サービス担当者が要介護高齢者等の状況を把握し、介護支援専門員等と当該情報を共有することを目的としたサービス担当者会議を必ず開催する。ただし、サービス担当者会議を開催しないことについて、やむを得ない理由がある場合等については、担当者に対する照会等によることで差し支えないものとする。

四 サービス担当者会議開催場所

要介護高齢者等の居宅等

五 居宅訪問及びモニタリングの頻度

介護支援専門員は、特段の事情のない限り、1月に1回以上、要介護高齢者等の居宅を訪問し、要介護高齢者等に面接を行う。また、少なくとも1月に1回以上、モニタリングの結果を記録する。

六 福祉用具貸与及び福祉用具販売の位置づけ

介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置づける場合にあつては、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じ随時サービス担

当者会議を開催し、その継続の必要性について検証した上で、継続が必要な場合にはその理由を居宅サービス計画に記載する。

また、居宅サービス計画に福祉用具販売を位置づける場合にあっては、当該計画に福祉用具販売が必要な理由を記載する。

七 地域包括支援センターへの情報提供

介護支援専門員は、要介護認定を受けている要介護高齢者等が要支援認定を受けた場合には、地域包括支援センターに当該要介護高齢者等に係る必要な情報を提供する等の連携を図る。

八 介護予防支援業務の受託

指定介護予防支援事業者から介護予防支援業務の委託を受けるに当たっては、当事業所の介護支援専門員の常勤換算数に8を乗じて得た数を上限とするとともに、その業務量を勘案し、当該業務が適正に実施できるよう配慮する。

- 2 第8条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から居宅までの道程1kmごとに40円とする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、要介護高齢者等又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記入押印）を受けるとする。
- 4 第2項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる領収証を、当該費用を支払った要介護高齢者等に交付するものとする。

（緊急時における対応方法）

第7条 介護支援専門員は、事業を実施中に、要介護高齢者等の病状に急変その他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の区域とする。

（苦情解決）

- 第9条 事業所は、その提供した事業に関する要介護高齢者等又はその家族等からの苦情が発生した場合、解決に向けて速やかに必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業所は、苦情相談窓口を開設し、苦情相談担当責任者を配置しなければならない。また、要介護高齢者等又はその家族等に対して、窓口の連絡先と責任者の氏名を文書で明示しなければならない。

- 3 苦情解決責任者は、苦情の発生から必要な措置を講じた結果までの内容や経緯等を記録し、保管しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意点)

第11条 事業所は、従業者の資質の向上を図るための計画的な研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の体制を整備する。

ア 採用時研修 採用後1ヶ月以内

イ 継続研修 年1回以上

- 2 事業所は、全ての従業者に対し、健康診断等を定期的実施する。
- 3 従業者は、要介護高齢者等がその家族等から身体的、心理的等の虐待を受けていることを知った際には、市町村に通報等を行うものとする。
- 4 従業者は、職務上知り得た要介護高齢者等又はその家族等の秘密を保持する。
- 5 従業者であった者に、業務上知り得た要介護高齢者等又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 6 事業所は、要介護高齢者等に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、当該事業が完了した日から5年間保存するものとする。
- 7 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、医療法人社団明雄会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。